

「全日本中学生水の作文コンクール」実施要領

平成13年1月18日
13国水策第279号

1 目的

「水の日」及び「水の週間」の行事の一環として、次代を担う中学生を対象とした作文コンクールを実施することにより、広く水に対する関心を高め、その理解を深めることを目的とする。

2 実施主体等

- (1)主 催 水循環政策本部、国土交通省及び都道府県
(2)後 援 関係省及び関係団体の後援を得ることができる。

3 実施内容

- (1)名 称 全日本中学生水の作文コンクール
(2)対 象 中学生（中学生と同じ学齢の者を含む。）
(3)課 題 水について考える（題名は自由）
(4)審 査 審査は、地方審査及び中央審査とする。

ア 地方審査は、各都道府県において定めるところによる。外国に居住する者から送付された作文については、国土交通省水管・国土保全局水資源部長が定めるところにより行うものとする。

イ 中央審査は、国土交通省に置かれる中央審査会において行う。

ウ 中央審査会に関しては、国土交通省水管・国土保全局水資源部長が定めるところによる。

(5)賞及び副賞

ア 最優秀賞は、1編とし内閣総理大臣賞とする。

賞状に加え副賞を授与することができる。

イ 優秀賞は、8編を基本とし農林水産大臣賞、経済産業大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞、全日本中学校長会長賞、水の週間実行委員会会長賞、独立行政法人水資源機構理事長賞、シャワーズ賞とする。なお、必要に応じて中央審査会特別賞を設けることができる。

賞状に加え副賞を授与することができる。

ウ 入選は、ア及びイ以外の作文で30編程度とする。

賞状に加え副賞を授与することができる。

エ 佳作は、地方審査を経て中央審査へ送付された作文のうち、ア、イ及びウを除く作文とする。

記念品を授与することができる。

(6) 入賞発表及び賞状等の授与

ア 入賞発表は、都道府県を通じ入賞者へ通知する。ただし、外国に居住する者については、国土交通省水管理・国土保全局水資源部から所属学校を通じ入賞者へ通知する。

イ 最優秀賞及び優秀賞の受賞者は、水循環政策本部、国土交通省、東京都及び水の週間実行委員会が主催して行う「水の日」の行事に招待し、賞状及び副賞を授与する。ただし、外国に居住する者については、賞状及び副賞を送付してこれに代える。

ウ 入選受賞者へは、都道府県又は国土交通省水管理・国土保全局水資源部から賞状及び副賞を送付する。

エ 佳作受賞者へは、都道府県又は国土交通省水管理・国土保全局水資源部から記念品を送付する。

(7) 一日事務所長体験 最優秀賞及び優秀賞受賞者のうち、希望者については、在住地域の地方整備局等又は水資源機構の現地事務所等において「一日事務所長」の体験をすることができる。

(8) 作文集 国土交通省で作文集を作成し、水循環政策本部及び国土交通省水管理・国土保全局水資源部のホームページにて公開する。

(9) 版権等

ア 応募作文は自作の未発表のものに限る。なお、生成 AI による生成物は認められない。

イ 入賞作文の使用権は、主催者に帰属する。

ウ 応募作文の返却は行わない。

4 その他

その他、このコンクールの実施に関して必要な事項は、別に国土交通省水管理・国土保全局水資源部長が定めることができる。

附 則

この要領は、平成 23 年 11 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 2 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月29日から施行する。